パートタイマー

Oパートタイマーとは

一般的に、勤務時間が通常の労働者よりも短い労働者のことをいいます。

パートタイマーにも、労働関係の法律が、通常の労働者と同じように適用されます。

労働保険、社会保険についても、仕事の上で負傷したり病気になったときは、労災保険の給付が受けられます。

雇用保険や健康保険なども、一定の要件を満たせば、被保険者になることができます。

問い合わせ先 兵庫労働局監督課 外国人労働者相談コーナー(対応言語:中国語)0570-001-702

姫路労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー (対応言語:ベトナム語) 079-224-8181

詳しくは厚生労働省ホームページから検索 (多言語対応)

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html

西宮労働基準監督署 0798-26-3733

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。